

## 令和5年度事業承継・引継ぎ支援事業広報活動(普及啓発セミナー等)に係る 業務請負先の公募について

標記の件について下記のとおり公告する。

令和5年8月3日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構  
近畿本部長 中島 康明

記

### 1. 業務概要

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部(以下、「中小機構近畿本部」という。)では、平成18年度に事業承継に関する相談窓口を開設して以降、中小企業経営承継円滑化法等を踏まえ、現在に至るまで事業承継に関する支援を行ってきた。特に近年は、支援機関職員向けの勉強会やOJT型の支援を重点的に実施し、支援機関職員の当該分野における支援能力の底上げを図り、間接的により多くの事業承継の取組を支援すべく活動を続けている。

従来、中小機構近畿本部で実施する事業承継支援の実施内容については、主に現経営者層の視点に立った内容を中心に実施してきた経緯があるものの、円滑な事業承継、そしてその後の事業の安定的な操業を視野に入れて考えた時には現経営者層のみならず、後継者層への普及啓発も重要となる。

例えば、現経営者が自身の後継者として想定する者がすでに社内外にいた場合であっても、その時点で本人に承継する意思があるとは限らない。あるいは、承継することに関して了承済みで、既に当該事業に何らかの形で参画していたとしても、「ある一部門の責任者」というような従業員としての認識、立ち位置から脱却できないものも多い。いずれにしても現経営者の想いが一方通行となれば後に周囲と大きな軋轢を生むばかりか、事業が適時適切に承継されない可能性もある。事業承継には現経営者と後継者双方による明示的な合意や、後継者人材が名実ともに「経営者」となるための十分な意識付けが不可欠である。

さらに、常に変化する事業環境の中で中小企業が事業を継続し安定的に利益を生み出していくためには、現状の経営に関する引継ぎだけでは十分とはいえない。仮に現状の経営が堅調に推移していたとしても、承継以後、自身が経営者として未来どのように経営していくかという点については早期に検討を開始することが望ましい。承継する事業の業況が厳しい状況であればなおさら、後継者は承継後の事業の立て直しや目指す方向性について十分に戦略を練り、遅滞なく実行に移せるような準備が必要である。

このように、事業承継支援を考える際には従来から行ってきた現経営者層への支援はもちろんではあるが、後継者層に対するアプローチも不可欠で、近畿経済産業局(以下、「近畿局」という。)においては、平成29年度から「ベンチャー型事業承継(※)」と称して後継者層をターゲットにした様々な取組を実施している。具体的には、①近畿局の保有するポータルサイトやSNSを活用した情報発信、②特徴的な事業を行っている先輩経営者たちによるトークセッション、③新市場開拓や新分野進出、さらに業態転換等の積極的な事業拡大に関する知見をもつ専門家を講師とした連続講座等である。

さらに昨年度は、後継者層のみにスポットを当てるのではなく、事業承継事業者同士の連携や、金融機関、他

業種、事業承継・引継ぎ支援センター（以下、「引継ぎ支援センター」という。）等の巻き込みにより、地域全体で後継者支援に積極的に取り組んでいる事例を取り上げて、近畿管内外に広く普及するイベントも実施した。

（※）ベンチャー型事業承継とは、若手後継者が先代から受け継いだ有形・無形の経営資源を活用し、永続的な経営を実現するために、新規事業、業態転換、新市場開拓など、新たな領域に果敢に挑戦し、社会に新たな価値を生み出すこと。

本事業では、近畿局と連携し、これから事業承継を行う後継者の参考となるようなモデル事例の情報発信、昨年度の取り組みをさらに掘り下げ、支援機関における事業承継支援機能の底上げを図るための広報事業を実施する。

なお、本事業においては、後継者層のうち、まだ承継に関する意識や認識が薄い若年層への普及にも力を入れるため、「若手」後継者層へ積極的にアプローチすることとする。

また、本業務の実施範囲については主に近畿 2 府 4 県（大阪府、京都府、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県）の中小企業に資する内容とするが、福井県（近畿局管轄）にまたがることも妨げない。（以下、「近畿管内」という。）

## 2. 業務目的

地域の後継者層が自治体、金融機関、引継ぎ支援センター等の支援機関と連携し、地域の課題解決や、DX、海外展開などによるイノベーション創出に向けて取り組む事例を対象とし、モデル事例の公表や、事業承継を推進する支援機関向けのイベント等の実施を通して、その内容を広く周知するとともに、支援機関ネットワークの形成、支援機関の支援能力向上を図ることで、近畿管内全体の事業承継の促進・拡大を図ることを目的とする。

## 3. 業務内容

- ① 事業承継を経験、予定している事業者や支援機関等への事業承継に係るアンケートの実施
- ② 事業承継のモデル事例に係るヒアリング
- ③ 支援機関向けセミナー、動画の制作

### 1) 詳細

#### ① 事業承継を経験、予定している事業者や支援機関等への事業承継に係るアンケートの実施

後過去に近畿局のポータルサイト（※）へ掲載した先輩後継者（約 80 名）に対し、事業承継に係るアンケートを実施し取りまとめる。

（※）ポータルサイト（近畿経済産業局）：[ぼくらのアツギベンチャープロジェクト](https://next-innovation.go.jp/renovator/)

<https://next-innovation.go.jp/renovator/>

#### ② 事業承継のモデル事例に係るヒアリング

アンケート結果及び、事業承継・引継ぎ支援センターでの支援事例から、後継者や支援機関のロールモデルとなるような事例（事業承継を機に DX の実現を通じて新事業創出に成功した事例（事業転換）や、新たに海外展開を図った事例、地域全体で事業承継を支援した事例など）を 3 件程度選定後、当該関係者に対し、現地またはオンラインにてヒアリングを実施し、③支援機関向けセミナーでの事例発表に向けた情報収集を行う。

また、取材後、それぞれの事例(3件程度)についてA4 4枚程度にまとめた概要資料を作成する。  
なお、各事例の概要資料については、③支援機関向けセミナーにおいて活用する。

### ③ 支援機関向けセミナー

②で制作した概要資料を活用し、支援機関等を対象とした事業承継支援機能の向上のためのセミナーを開催する。

モデル事例の関係者(後継者、先代、支援機関等)から事業承継の取組み概要を発表いただき、近畿管内外に広く普及する。

また、セミナー開始から終了までの全体の動画(録画)を制作するとともに、当日のハイライトをまとめた動画(ダイジェスト動画)を制作する。

## 4. 契約期間

令和5年9月20日(水曜)～令和6年3月29日(金曜)(予定)

## 5. 競争参加資格

- 1) 中小機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。  
※要領については当機構 Web サイトを参照。  
<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>
- 2) 中小機構反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと  
※規程については当機構 Web サイトを参照。  
<https://www.smrj.go.jp/org/policy/index.html>
- 3) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格を有する者であり、「役務の提供等(301 広告・宣伝)」又は「役務の提供等(303 調査・研究)」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- 4) 全省庁統一資格を有していない者であっても、下記※に記載の方法により資格審査申請を行い、機構が上記3)と同等の資格を有することを確認し、本入札に限り参加を認めた者であること。
- 5) 当該業務に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- 6) 現在、中小機構の専門家として業務委託契約を締結しているものまたは専門家が役員等に所属する法人に該当するものでないこと。
- 7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。

※上記4)の資格審査申請を希望する者は、以下に示す【問合せ先】へ電話で連絡し、資格審査申請様式を入手の上、【令和5年8月24日(木曜)17時】までに必要な書類を添えて資格審査申請を行うこと。この審査結果は本入札案件についてのみ有効となります。

### 【問合せ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構 近畿本部 企画調整課  
〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13  
大阪国際ビルディング 27階  
TEL 06-6264-8611 (代表)

## 6. 選考方法

- 1) 公募参加事業者から「企画書」等の提出を受ける。
- 2) 本企画選考メンバーが、提出された「企画書」等により評価を行う。
- 3) 企画評価に合わせて価格評価も行う。
- 4) 企画評価と価格評価の合計点で、最も点数が高い1社を請負先として選考する。

## 7. スケジュール（予定）

- |                                  |               |          |
|----------------------------------|---------------|----------|
| 1) 仕様説明会                         | 令和5年8月21日（月曜） | 10時～（予定） |
| 2) 質問書提出期限（メールのみ）                | 令和5年8月24日（木曜） | 正午まで     |
| 3) 質問書回答                         | 令和5年8月28日（月曜） | 17時までに回答 |
| 4) 競争参加辞退の連絡および【1）仕様説明会】配布資料返却期限 | 令和5年9月8日（金曜）  | 正午まで     |
| 5) 企画提案書等の提出期限                   | 令和5年9月11日（月曜） | 正午まで     |
| 6) 企画選考会                         | 令和5年9月13日（水曜） | 午前（予定）   |
| 7) 請負契約締結・業務開始                   | 令和5年9月20日（水曜） | （予定）     |
| 8) 納品日                           | 令和6年3月22日（金曜） | （予定）     |

## 8. 仕様説明会の開催日時等

- 1) 開催日時：令和5年8月21日（月曜） 10時～（予定）
- 2) 開催場所：〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町2-3-13 大阪国際ビルディング16階  
1601号室（アットビジネスセンター大阪本町）（予定）
  - 仕様説明会に参加希望の場合は、下記【12. 問合せ先】の担当者までメールにて、【①事業者名、②参加者氏名・所属部署・役職等】を明記のうえ、令和5年8月18日（金曜）正午までに連絡すること。
  - 各社最大2名の参加とする。

## 9. 仕様書等の交付

- 1) 【令和5年8月21日（月曜）から8月24日（木曜）】まで仕様書等のメールによる交付を受け付ける。
- 2) メールによるデータ送付による交付を希望する場合は、【12. 問合せ先】の担当者メールアドレスに、【①事業者名、②所属部署名・役職名、担当者氏名】を連絡すること。
- 3) 中小機構から仕様書等の資料交付を受けた事業者、または仕様説明会に参加した事業者以外の競争参加は認めない。
- 4) 競争参加を辞退する場合には、所定の辞退届とともに仕様説明会で交付された仕様書等を速やかに返却すること（郵送可）。

## 10. 留意事項

- 1) 採用の可否にかかわらず、本企画書の作成、企画選考会参加等に係る費用は競争参加者側の負担とする。
- 2) 一度提出された書類の変更および取消は受け付けない。また、提出された書類は返却しない。
- 3) 提出された書類や取得した情報等は本業務の採択に関する審査以外には使用しない。
- 4) 選考については結果のみ通知し、選考内容については公表しない。
- 5) 仕様説明会参加者及び資料の交付を受けた者であって本選考への参加を辞退する場合、令和 5 年 9 月 8 日（金曜）正午までに、その旨を【12. 問合せ先】のメールアドレスに連絡し、後日辞退届を提出するとともに、仕様書等の配布資料を中小機構に返却すること。
- 6) 本業務は、災害及び、感染症の流行が発生し、政府・地方自治体及び施設等の要請により、対策措置の追加・変更や、開催中止を行う場合がある。これに伴い、請負業務内容の一部または全部見直しを行う際には、双方協議の上、請負契約の変更を行うことによって契約金額の見直しが生じる場合がある。

## 11. その他

企画評価（プレゼンテーション）の内容および日程、選考基準、契約書案、支払い条件、概算予算額等については、仕様書に記載しているほか、仕様説明会において説明する。

## 12. 問合せ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿本部 地域・連携支援部 地域・連携支援課

担当：下田（しもだ）、大岡（おおおか）

〒541-0052 大阪府大阪市中央区安土町 2-3-13 大阪国際ビルディング 27 階

E-mail：下田（shimoda-to@smrj.go.jp）、大岡（ohoka-t@smrj.go.jp）

TEL：06-6264-8621 FAX:06-6264-8614

この公募に関する掲載期間は、令和 5 年 8 月 3 日（木曜）から令和 5 年 8 月 24 日（木曜）までとする。

以上